

新宿区補聴器の支給事業のご案内

70歳以上で聴力が低下した方に、補聴器を支給します。



■対象者

70歳以上で聴力が低下した方（障害者の制度で支給されている方を除く）

※ 聴覚障害による障害者手帳をお持ちの方は、高齢者支援課では支給できません。その場合は障害者福祉課までお問合せください。

■内容

補聴器（「耳かけ式」または「箱型」、左右いずれか1個）を支給します。

【耳かけ式】本体が耳の裏側にくるように、耳にかけるタイプです

【箱型】本体とイヤホンをコードでつないで聞くタイプです

※ 申請前に、耳鼻科での聴力検査が必要となります。区指定の書類を持参のうえ、耳鼻科を受診してください。（受診費用は自己負担）

※ 支給決定後は、指定の事業所で補聴器をお受け取りください。補聴器の調整及び説明をいたします。

※ 補聴器は、支給日から5年間は再支給を受けることができません。受給者の方の不注意による紛失や、故障で使用できなくなった場合も同様です。

■費用

2,000円

※ 生活保護または中国残留邦人等支援給付を受けている方は、自己負担は生じません。

■必要な手続き

以下の窓口で、申請書にご記入いただくなど、必要な手続きをしてください。

- ・ 新宿区 福祉部 高齢者支援課 高齢者相談第一係・第二係
- ・ お近くの高齢者総合相談センター

【問合せ先】

新宿区 福祉部 高齢者支援課 高齢者支援係
電話：5273-4305（直通）
FAX：5272-0352